!! 村民総スポーツ達成に努力 !!

体育協会総会終る

― 予算八三五、八五六円 ―

去る四月十五日静閑荘で村長、教育長を迎え体育協会総会が開かれ、昭和四十八年度基本方針「心身の健康と豊かな社会生活のために必要な、身体的運動を村民がいつでも、どこでも、自由にできるプログラムと、便宜を提供し、一万村民総スポーツ達成に努力する」を採択、誕生五年目を迎えて、一層充実したスポーツ活動を展開する決意を確認いたしました。

また同時に行なわれた、役員改選では

会　長　長谷川仙一
副会長　成田　豊吉
　　和田　高明

がそれぞれ決定、昭和四十七年度優秀選手として次の十一名の方々が表彰されました。

※第十六回全国銃剣道大会出場
　成田豊吉
※第八回県民スポーツの日新潟県中央大会婦人バレーボール大会準優勝
　伊藤アサ、中沢ユリ、木部ウメ子、堀越愛子、萩野志津江、山田セツ、加藤和子、三島幸、山岸恵美子、木村セツ

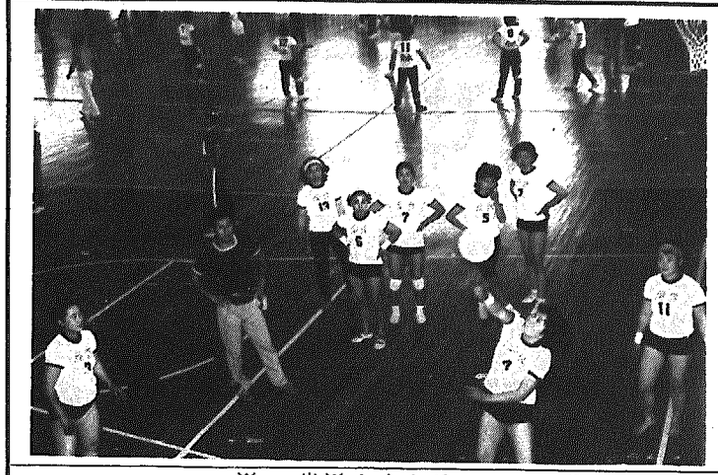

確定申告がまちがっていたときは

昭和四十七年分の確定申告の受付は三月十五日で終りました。

しかし、確定申告をした後で、内容がまちがっていたことに気づいた方はありませんか。

確定申告がまちがっていたときは訂正することができます。

そこで、訂正の手続きなどについてお知らせします。

税額を少なく計算していたとき

所得や税額の計算をまちがって納めた税金が少なかったり、還付を受ける税額が多かったりしていることがわかったときは、「修正申告」をして正しいものにすることができます。

この修正申告は、税務署から更生の通知があるまではいつでも申告することができますが、早くした方が有利です。

つまり、税務署の調査を受けた後で修正申告をしたときは過少申告加算税がかかりますが、自分でまちがいを発見して調査を受ける前に修正申告をしたときは、過少申告加算税はかかりません。

税額を多く計算していたとき

所得や税額の計算をまちがったため、税金を納め過ぎていたり、還付を受ける税金が少ないことがわかったときは、正当な税額になおすように「更生の請求」をすることができます。

更生の請求ができる期間は、申告期限から一年間ですから、昭和四十七年分の所得税の確定申告については、昭和四十九年三月十五日までです。

更生の請求をすると、税務署ではその内容を調べて納め過ぎの税金を返すことになっています。

確定申告を忘れていたとき

確定申告をしなければならない人が、忘れていたりして申告をしていなかったときは、申告期限後でも確定申告をすることができます。

この「期限後申告」は、税務署から決定の通知があるまでは、いつでも申告することができますが、なるべく早くした方が有利です。

つまり、期限後申告をしないで税務署から決定の通知を受けると、税額の一〇%の無申告加算税がかかりますが、調査を受ける前に申告をしたときは、無申告加算税は税額の五%ですみます。

詳しいことは、税務署か税務課におたずね下さい。

6月1日
越後七浦観音礼大祭
深緑と純白の観音像

深い緑に包まれた周囲の山々の静かなたたずまいに、くっきりと浮び上がるような、越後七浦観音像も開眼以来二年を迎えつつ、海上安全、家内安全、交通安全、遭難者の冥福、魚霊供養などの願いをかけて、礼大祭が六月一日盛大に行なわれます。

毎年、六月一日を礼大祭日と定めて、幾久しく祈願いたしたいと思います。

当日は、お誘い合せの上多数ご参列下さい

子どもを水から守りましょう

毎年四月から六月はかけては幼児の水死事故が多くなり、そのほとんどがちょっと目を離したすきに起っています。とくによちよち歩きの

△国民年金だより▽

年金給付について

国民年金制度は、御承知のとおり、将来の老年生活を豊かにするため、若いうちに保険料を積立てておくものですが、それ以外の困まった状態になったときでもその不幸を幾分でも救うため年金を支給することになっております。もし該当があれば早速年金係へ御連絡下さい、一応その制度は次のとおりです。

◎老令年金

(イ)受けるための条件

保険料を納めた期間と免除を受けた期間とを合わせて二十五年以上ある人には、六十五才から死亡するまでの期間老令年金が支給されます。この二十五年という期間は、昭和五年四月一日以前に生まれた人には、その人の年令によって左表のように短縮されております。

短縮される老令年金の資格期間

生年月日	老令年金受給資格期間
大4年4月2日～大5年4月1日	10年
大5年4月2日～大6年4月1日	11
大6年4月2日～昭4年4月1日	12～23
昭4年4月2日～昭5年4月1日	24
昭5年4月2日～昭6年4月1日	25
昭6年4月2日～昭7年4月1日	25
昭7年4月2日～昭8年4月1日	25
昭8年4月2日～昭9年4月1日	25

(ロ)年金額

保険料を納めた月数に三二〇円をかけた額と免除をうけた月数に三二〇円をかけた額の$\frac{1}{3}$額を合せたものが老令年金の額となります。

なお、保険料を納めた期間または保険料の免除を受けた期間が十年以上ある場合は特別の計算方式で年金額が計算されますが保険料を納めた期間が十年あれば年金額は六万円になるようになっています。

(ハ)支給の繰り上げ、繰り下げ

老令年金を受ける資格のある人は希望によって六〇才まで年令を繰上げて年金を受けることができます。ただしこの場合の年金の額は四二%～一一%減額されることになります。

また年令を繰下げて受けることができます、この場合年金の額は増額されます。

◎通算老令年金

(イ)受けるための条件

国民年金の保険料を納めた期間、または免除をうけた期間が一年以上ある人が、次のいずれかに該当したときは六五才から通算老令年金が支給されます。

①国民年金の保険料を納めた期間または免除をうけた期間と、他の公的年金制度に加入していた期間を合せた期間が二五年以上あること

②他の公的年金制度に加入していた期間だけを合せた期間が二〇年以上あること。

③他の年金制度から老令退職年金を受けられること。

(ロ)年金額

老令年金額の計算と同じ方法で計算された額です。

◎障害年金

(イ)受けるための条件

病気やけがをして片手や片足を切断した程度以上の障害者となり、その障害の状態が固定したとき（その状態が固定しない場合は、初めて診療を受けてから三年目とする）に保険料を納めている状況が次のいずれかの場合に障害年金が支給されます。

①最近の一年間の保険料をすべて納めていること。

②最近の三年間の保険料を納めているか、または免除をうけていること。

③保険料を五年以上納め滞納期間が$\frac{1}{3}$以下であること。

④保険料を一五年以上納めていること、また病気やけがをした状態が軽くても、その後重い状態となったり、また二つ以上の軽い障害を受けても、それを合せて一定以上の障害となる場合にも障害年金が支給されます。

(ロ)年金額

障害程度が一級の場合～一三二千円
二級～一〇五、六〇〇円

◎母子（準母子）年金

(イ)受けるための条件

夫や一家の働き手である息子、父または祖父が死亡した場合、この夫等が死亡した前日までに一定期間以上の保険料を納めている妻や祖母又は姉が、十八才未満（身心に障害がある場合は二十才未満）の子や孫または弟妹と生活をしているときに母子年金または準母子年金が支給されます。

なお、一定期間以上の保険料とは障害年金の場合と同様です。

(ロ)年金額

定額で一〇〇、八〇〇円です。また子が二人以上いるときは二人目から一人につき四、八〇〇円を加えた額が支給されます。

◎遺児年金

一定期間以上保険料を納めている両親と死別した十八才未満（身心障害がある場合は二十才未満）の子に支給されます。その額は定額で一〇〇、八〇〇円です。なお、子が二人以上いるときは二人目から一人につき四、八〇〇円を加算した額を子の数で除し得た額が一人に支給される年金額となります。

◎寡婦年金

夫が老令年金の資格がありながら、老令年金や障害年金を受けずに死亡した場合に、その夫と一〇年以上つれそった六〇才以上六五才未満の妻に最長五年の間支給されます。その額は、夫がうけるはずであった老令年金の額の半額です。この場合保険料を納めた期間または保険料の免除を受けた期間が十年以上二四年未満であるときは特別の計算方式による加算がない老令年金の額の半額になります。

◎死亡一時金

保険料を三年以上納めた人が年金をもらわずに死亡したときに、その人の遺族で生前その人と一緒に生活していた人に支給されます。その額は、保険料を納めた年数に応じて一〇〇〇円から五二、〇〇〇円までの額となっています。

誓いも新たに消防訓練

新消防団員が特訓

岩室村消防団（田中芳男団長）では、今年新しく入団された消防団幹部と団員三十人を集めて、村の安全を守ろうと三月十八日村民体育館で特別訓練を行なった。

消防団員としての任務と規律の講話をはじめ、基礎訓練や通常点検をおこないまた、消防行政を更に前進させるよう努力するとともに、災害の未然防止について一致団結し訓練を重ね、住民から信頼される消防団員となるよう訓示があり、団員一同一段と心を新たに気を張りつめ非常事態の発生に備えて燃心に受講しました。

気を張りめつて規律と基礎訓練を修得している新消防団員